

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8）埼玉県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>（9）</u>（略）</p>	<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8）</u>（略）</p>